

監査報告書

令和6年5月24日

学校法人 茨木若竹学園

理事 会 御中

評議員会 御中

監事 田中 治 (印鑑省略)

監事 北川 英樹 (印鑑省略)

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人茨木若竹学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人茨木若竹学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務、理事の業務執行及び財産の状況について監査を行った。

監査の結果、令和5年度の学校法人若竹学園の業務、理事の業務執行務並びに財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上